

医療法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第一条関係）	【平成二十七年四月一日施行】	2
○ 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）（抄）（第二条関係）	【平成二十七年四月一日施行】	4
○ 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）（第三条関係）	【平成二十七年四月一日施行】	7
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第四条関係）	【平成二十七年四月一日施行】	9
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第五条関係）	【平成二十七年四月一日施行】	11

改正案

現行

<p>（法の適用に関する特例）</p> <p>第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>		<p>（法の適用に関する特例）</p> <p>第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	
<p>（略）</p> <p>第十二条 開設者の二第一項、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>第十二条 開設者の二第一項及び第十二条の三第一項</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>第二十九条 第三項、第二号、第四項及び第二号及び第五項</p>	<p>（略）</p> <p>開設者</p>	<p>（略）</p> <p>開設者</p>	<p>（略）</p> <p>開設者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>管理者</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>管理者</p>
<p>（略）</p> <p>第二十九条 第三項、第二号及び第四項、第二号</p>	<p>（略）</p> <p>開設者</p>	<p>（略）</p> <p>開設者</p>	<p>（略）</p> <p>開設者</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>管理者</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>管理者</p>

第二条 (略)

第三条 国の開設する病院、診療所又は助産所については、法第二十五条の二、第二十九条第一項、第二項、第三項（第三号に係る部分に限る。）、第四項（第三号に係る部分に限る。）及び第五項（第三号に係る部分に限る。）、第三十条並びに第三十条の十一の規定は、適用しない。

2・3 (略)

(特定機能病院等)に係る変更の届出

第四条の三 特定機能病院又は臨床研究中核病院の開設者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二条 都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五

条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長が法第二十五条第一項の規定により、当該職員に、刑事施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院の中に設けられた病院又は診療所に立ち入り、検査をさせる場合には、法務大臣の指定する者を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定は、厚生労働大臣が当該職員に法第二十五条第三項又は第七十一条の三第一項の規定による措置を実施させる場合について準用する。

第三条 国の開設する病院、診療所又は助産所については、法第二十五条の二、第二十九条第一項、第二項、第三項（第三号に係る部分に限る。）及び第四項（第三号に係る部分に限る。）、第三十条並びに第三十条の十一の規定は適用しない。

2・3 (略)

(特定機能病院)に係る変更の届出

第四条の三 特定機能病院の開設者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

改正案	現行
<p>（免許に関する事項の登録等の手数料）</p> <p>第一条 歯科技工士法（以下「法」という。）第九条の六第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者 四千七百五十円</p> <p>二 歯科技工士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の書換交付を受けようとする者 二千八百五十円</p> <p>（免許の申請）</p> <p>第一条の二 歯科技工士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>（指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等）</p> <p>第七条の二 法第九条の二第一項に規定する指定登録機関（次項において「指定登録機関」という。）が同項に規定する登録事務（次項において「登録事務」という。）を行う場合における第一条の二、第二条第二項、第四条第一項、第五条、第六条（第三項を除く。）及び前条の規定の適用については、第一条の二中「住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣」とあるのは「これを法第九条の二第一</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 歯科技工士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（免許の申請）</p> <p>第一条 歯科技工士の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>

項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）と、  
第三条第二項、第五条第二項及び第六条第五項中「住所地の都道府県  
知事を経由して、これを厚生労働大臣」とあるのは「これを指定登録  
機関」と、第四条第一項及び第六条第二項中「住所地の都道府県知事  
を経由して、申請書を厚生労働大臣」とあるのは「申請書を指定登録  
機関」と、第五条の見出し、第六条の見出し並びに同条第一項、第四  
項及び第五項並びに前条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明  
書」と、第五条第一項中「歯科技工士免許証（以下「免許証」という  
。）」とあるのは「免許証明書」と、「免許証の」とあるのは「免許  
証明書の」と、前条中「住所地の都道府県知事を経由して、免許証を  
厚生労働大臣」とあるのは「免許証明書を指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行うときは、第六条第三項の規定による  
手数料は、指定登録機関に納めるものとする。この場合において、納  
められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

（省令への委任）

第八条 前各条に定めるもののほか、歯科技工士の免許、名簿の訂正又  
は免許証若しくは免許証明書の書換交付若しくは再交付の申請手続に  
ついて必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（歯科技工士試験委員）

第八条の二 法第十二条の二第一項の歯科技工士試験委員（以下この条  
において「委員」という。）は、歯科技工士国家試験を行うについて  
必要な学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の数は、五十人以内とする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者

（省令への委任）

第八条 前各条に定めるもののほか、歯科技工士の免許、名簿の訂正又  
は免許証の書換え交付若しくは再交付の申請手続について必要な事項  
は、厚生労働省令で定める。

（新設）

の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(受験手数料)

第八条の三 法第十五条の二第一項の政令で定める受験手数料の額は、三万円とする。

(学校又は養成所の指定)

第九条 主務大臣は、法第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は同条第二号に規定する歯科技工士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(事務の区分)

第二十条 第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条から第十二条まで並びに第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(新設)

(学校又は養成所の指定)

第九条 主務大臣は、歯科技工士法（以下「法」という。）第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は法第十四条第二号に規定する歯科技工士養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(事務の区分)

第二十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十条から第十二条まで並びに第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>(採血)</p> <p>第八条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の採血は、耳<sup>だ</sup>、指頭及び足蹠<sup>しよ</sup>の毛細血管並びに肘<sup>ちゆう</sup>静脈、手背及び足背の表在静脈その他の四肢の表在静脈から血液を採取する行為とする。</p> <p>(検体採取)</p> <p>第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 鼻腔<sup>くわう</sup>拭い液、鼻腔<sup>くわう</sup>吸引液、咽頭<sup>げんとう</sup>拭い液その他これらに類するものを採取する行為</p> <p>二 表皮並びに体表及び口腔<sup>くわう</sup>の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）</p> <p>三 皮膚並びに体表及び口腔<sup>くわう</sup>の粘膜の病変部位<sup>びやんぶい</sup>の膿<sup>うみ</sup>を採取する行為</p> <p>四 鱗屑<sup>りんせつ</sup>、痂皮<sup>かひ</sup>その他の体表の附着物を採取する行為</p> <p>五 綿棒を用いて肛門<sup>くわんもん</sup>から糞便<sup>ふんべん</sup>を採取する行為</p> <p>(受験資格)</p> <p>第十八条 法第十五条第二号の政令の定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(採血)</p> <p>第八条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の政令で定める行為は、耳<sup>だ</sup>、指頭及び足蹠<sup>しよ</sup>の毛細血管並びに肘<sup>ちゆう</sup>静脈、手背及び足背の表在静脈その他の四肢の表在静脈から血液を採取する行為とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(受験資格)</p> <p>第十八条 法第十五条第二号の政令の定めるところにより同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

三 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する生理学的検査並びに法第十一条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの

イ〜ハ （略）

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査（同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。）に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（イ及びハに掲げる者を除く。）

ホ （略）

三 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）であつて、第一号に規定する大学又は法第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第二条に規定する生理学的検査及び法第十一条に規定する採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの

イ〜ハ （略）

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第二条に規定する検査（同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。）に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（イ及びハに掲げる者を除く。）

ホ （略）



○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第四条関係）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務 (略)	手数料を徴収する事務 (略)	金額 (略)
六十三 削除		

標準事務 (略)	手数料を徴収する事務 (略)	金額 (略)
六十三 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号） 第十六条及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号。以下この項において「歯科技工法改正法」という。） 附則第二条第○	1 歯科技工法改正法附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施 2 歯科技工法第十条及び歯科技工法改正法附則第二条第一項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付	三万六千円 三千元

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	一項の規定に基づ く歯科技工士国家 試験に関する事務
(略)	
(略)	

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第五条関係）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（他の法令の準用） 第二十二條（略）			
2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合 においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄の字句と読み替えるものとする。			
(略)	(略)	(略)	(略)
読み替える法令の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
医療法施行令第一 条の表第二十四 条第二 項の項 (略)	主務大臣 (略)	当該特定機能病院等 の開設者である国立 大学法人 (略)	医療法施行令第一 条の表第二十四 条第二 項の項 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
読み替える法令の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
医療法施行令第一 条の表第二十四 条第二 項の項 (略)	主務大臣 (略)	当該特定機能病院の 開設者である国立大 学法人 (略)	医療法施行令第一 条の表第二十四 条第二 項の項 (略)